

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第290号)

平成15年12月15日

横情審答申第290号

平成15年12月15日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成14年8月7日衛病第82号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「東部地域中核病院の事業主体の選定について（平成13年度衛病第
130号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「東部地域中核病院の事業主体の選定について（平成13年度衛病第130号）」を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「東部地域中核病院の事業主体の選定について（平成13年度衛病第130号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成14年5月27日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 対象行政文書について

東部地域中核病院については、事業主体候補の対象となる6つの経営主体に対して公募を行い、申請があった社会福祉法人恩賜財団済生会支部神奈川県済生会（以下「神奈川県済生会」という。）について、計画内容、事業主体としての適格性を東部地域中核病院事業主体選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査した。

本件対象文書は、具体的な評価案を作成し、選定委員会での審査の結果、神奈川県済生会が事業主体としての適格性があると判断されたことを受けて、神奈川県済生会を東部地域中核病院の事業主体の候補として選定したものである。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

神奈川県済生会の整備・運営計画書評価案（以下「本件計画書評価案」という。）の内容のうち、経営の安定性・健全性に関する部分（公認会計士の見解。以下「公認会計士の見解」という。）並びに過去3年の医療監視における不適事項（以下「不適事項」という。）及び口頭指導の状況については、法人の社会的評価等の正当な利益

を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

東部地域中核病院事業主体選定評価項目（以下「本件選定評価項目」という。）の配点及び内訳並びに本件計画書評価案の配点及び評価については、第三者に非開示部分を開示することにより、評価の基準が明らかとなり、応募者が具体的な評価点を意図した計画を作成することが可能となる。これは、本市の公正な評価を混乱させ、今後、南西部地域中核病院等の同種の事業主体選定の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

(4) その他

異議申立人の主張するところの事業主体候補としての適格性の判断情報としては、配点及び評価点の合計点の開示で足りるものとする。

4 異議申立人の意見

異議申立人が、異議申立書において主張している本件申立文書の一部開示決定処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件処分の取り消しを求める。

(2) 本件処分では、非開示とする根拠として条例第7条第2項第3号及び第6号に該当し、その理由として、法人の社会的評価等、正当な利益を害するおそれがあるため、非開示部分を開示することにより、評価の基準が明らかとなり、今後の同種の事業主体選定の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとしている。

しかし、地域中核病院整備事業は、「2010プラン」で横浜市の救急医療や高度な専門的な医療をささえる医療機関の整備として、横浜市の重要な事業として位置づけられている。単なる私的な法人情報ではなく、「公的」な事業を担う法人の情報といえる。

(3) しかも、25,000 m²の横浜市所有の土地を無償貸与し、さらに設計監督費の全額補助、建設工事費、医療機器整備費の10分の1の補助、政策医療に対する補助、借入金に対する利子補助など、市費を200億円から400億円を投入するといわれている大事業である。これだけの公費を投入する大事業の主体として選定された経過と、済生会神奈川県病院が事業主体としてふさわしいかどうか、その評価と客観的基準を市民に公表するのは当然である。すべてを公開することが、「市政に関し市民に説明する責務を全うする」ことであり、「市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な市政の推進」になる。

- (4) また、地域中核病院整備事業の方法には異論を持っているが、事業主体の選定基準を明らかにすることが、公平・公正な行政といえる。
- (5) 市長は、政策決定のプロセスも含めて情報公開することを公約して新市長になった。その立場からも、本件処分を取消し、全部開示すべきである。

5 審査会の判断

(1) 地域中核病院に係る事業について

横浜市では、市民が適切な治療を受けられる体制を整えるため、市域を7方面に分け、そのうち医療施設の充実している中央部を除く6方面に地域中核病院を整備することを計画している。その事業主体は民営を基本として、誘致方式等により行うこととしており、4病院がすでに開院している。

平成14年8月時点で、5番目の地域中核病院として東部地域中核病院を整備する計画を進めており、神奈川県済生会を事業主体の候補として、鶴見区下末吉三丁目において平成18年度中の開院を目指している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、東部地域中核病院について事業主体候補の対象となる6つの経営主体に対して公募を行い、唯一申請のあった神奈川県済生会について、具体的な評価案を作成し、計画内容及び事業主体としての適格性を選定委員会において審査した結果、事業主体としての適格性があると判断されたことを受けて、神奈川県済生会を東部地域中核病院の事業主体の候補として選定した際に、実施機関が作成した決裁文書であって、起案用紙、起案本文、東部地域中核病院の事業主体候補の選定について（通知）（案）、東部地域中核病院事業主体選定委員会委員名簿、東部地域中核病院事業主体選定評価項目（評価項目、配点、内訳）、神奈川県済生会の整備・運営計画書評価案（評価項目、配点、内容、配点、評価及び割合の合計）、東部地域中核病院整備・運営計画書、診療録開示について、医療事故防止対策について、神奈川県済生会の財務諸表（平成10～12年度）、東部地域中核病院の誘致条件、鶴見区下末吉三丁目土地案内図、恩賜財団神奈川県済生会役員名簿、社会福祉法人恩賜財団済生会定款及び恩賜財団済生会組織図で構成されている。

なお、実施機関が決定通知書に記載した「東部地域中核病院の事業主体の選定について」は、「東部地域中核病院の事業主体の候補について」が正しい文書名であることが認められる。

(3) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号アでは、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、本件計画書評価案の公認会計士の見解並びに不適事項及び口頭指導の状況については、法人の社会的評価等の正当な利益を害するおそれがあることから、本号に該当し、非開示としたと主張しているため、以下、その妥当性について検討する。

ウ まず、公認会計士の見解についてであるが、当該情報は、公認会計士が神奈川県済生会の予算決算等の数値を基に当該法人の経営の安定性・健全性について評価した内容である。

当該情報は、これを公にすることにより、当該評価が当該法人の社会的評価としてとらえられ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号に該当する。

また、不適事項及び口頭指導の状況についてであるが、当該情報は、神奈川県済生会が現に運営している既存の病院について、実施機関が医療監視を行った際の、不適事項すなわち文書指導の内容及び口頭指導の内容並びに神奈川区福祉保健センターによる神奈川県済生会の過去3年の既存病院の運営に対する評価である。

これらの情報は、病院運営について指導する立場にある実施機関が、神奈川県済生会の病院運営に対して行った評価に関する情報であり、これを公にすることにより、当該評価が当該法人の社会的評価としてとらえられ、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、本号に該当する。

エ なお、前記ウで本号に該当するとした情報については、いずれも本号ただし書には該当しない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、本件選定評価項目の配点及び内訳並びに本件計画書評価案の配点及び評価については、第三者に当該部分を開示することにより、評価の基準が明らかとなり、応募者が具体的な評価点を意図した計画を作成することが可能となり、実施機関の公正な評価を混乱させ、今後の同種の事業主体選定の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本号に該当し、非開示としたと主張している。

ウ 実施機関の当該主張について検討するため、平成15年11月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、中核病院の整備は東部地域が5番目で、南西部方面にもう一つ整備する計画があり、東部地域と同様の事業主体の評価や選定を予定していること、本件選定の応募が1法人のみであることから、事業主体の候補として選定した後、正式に当該法人と事業の細目について協議を進めていた本件請求がなされた時点において、仮に当該法人が辞退せざるを得ない状況が生じた場合には、本件選定評価項目によって別の事業主体の選定を直ちに行わなければならない状況にあったこと、本件選定評価項目の内訳及び配点を開示すると、応募する法人が当該基準を意識して自由な提案がなされなくなったり、提案される計画書案に法人間の差がなくなり、現在運営している病院の評価の差だけとなって現行の選定方法の意義が失われてしまうこととなり、その結果、実施機関の公正な評価を混乱させ、今後の同種の事業主体選定の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

エ また、当審査会が本件申立文書を見分したところ、本件選定評価項目については、実施機関が東部地域中核病院の事業主体を選定する際に、応募があった法人から提出された整備・運営計画書を具体的に評価する際に使用した評価基準であり、評価項目、配点及び内訳で構成されている。

評価項目には項目名が記載されている。内訳には項目ごとの評価基準の具体的な内容が記載されており、実質的に評価を行う際の基準となる情報が記録されている。また、配点には項目ごとの配点が記載されている。

オ しかし、そもそも、市が行う事務事業に関する情報、殊に本件のような、市が事業主体を公募して選定する際に使用される評価基準である本件選定評価項目の内訳及び配点については、行政手続きの透明性の確保や、市政に関し市民に説明する責務を全うするため、公にしていくことが必要であると考えます。

また、本件選定評価項目の内訳と配点については、前記エでも述べたとおり、それ自体が実質的な評価基準であり、これらの情報を公にすることにより、応募する法人

も当該基準を参考として、より質の高い整備・運営計画を目指すことが可能となり、応募する法人が複数ある場合には法人間の競争等も生まれて、ひいては、実施機関の行う事務事業の質的向上に資するものと考えられる。

そうであるとすれば、実施機関が主張するように、応募する法人が具体的な評価点を意図した計画を作成することが可能になるとしても、当該評価基準を意識して自由な提案がなされなくなることは想定し難いし、これらのことが、実施機関の公正な評価を混乱させ、今後の同種の事業主体選定の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えない。

したがって、本件選定評価項目の内訳及び配点については、本号には該当しない。

カ 次に、本件計画書評価案の配点についてであるが、本件選定評価項目の配点と同一の情報であって、前記オで述べたとおり、当該情報を開示することにより、実施機関の公正な評価を混乱させ、今後の同種の事業主体選定の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えないことから、本号には該当しない。

キ また、本件計画書評価案の評価については、実施機関が評価基準に照らして、唯一応募のあった法人から提出された整備・運営計画書を項目別に評価した結果の点数であるが、同時に、当該法人が東部地域中核病院事業主体としての適格性があると判断されて、事業主体として選定された根拠を示す情報でもある。

実施機関が主張するように、当該評価を開示することにより、本件計画書評価案の配点及びこれと同一の情報である本件選定評価項目の配点が推定されるか又は明らかになることが考えられる。

しかし、前記オ及びカで述べたとおり、これらの配点が明らかになっても、実施機関の公正な評価を混乱させ、今後の同種の事業主体選定の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えない。

また、東部地域中核病院の事業主体として選定された法人の整備・運営計画書に対する評価である本件評価自体が明らかになっても、実施機関の公正な評価を混乱させ、今後の同種の事業主体選定の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えないことから、本号には該当しない。

ク 本件計画書評価案の配点及び評価の大項目と小計ごとの数値については、項目別の点数を集計した結果であり、本件計画書評価案の配点に対する評価の割合は、大項目と小計の単位で配点に対する評価点の割合を示したに過ぎず、これらの情報を公にすることにより、実施機関の公正な評価を混乱させ、今後の同種の事業主体選定の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとは言えないことから、本号には該当しない。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち、別表に示した情報を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の情報を条例第7条第2項第3号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

別 表

条例第7条第2項第6号に該当しないため、開示すべきと判断した部分

対象となる情報	
1	東部地域中核病院事業主体選定評価項目の配点及び内訳
2	神奈川県済生会の整備・運営計画書評価案の配点（大項目及び小計の累計を含む）
3	神奈川県済生会の整備・運営計画書評価案の評価（大項目及び小計の累計を含む）
4	神奈川県済生会の整備・運営計画書評価案の配点に対する評価の割合

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年8月7日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成14年8月23日 (第276回審査会)	・諮問の報告
平成15年3月13日 (第280回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成15年10月24日 (第22回第二部会)	・審議
平成15年11月12日 (第23回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成15年11月28日 (第24回第二部会)	・審議